

委託業務仕様書

1 委託業務の名称

持続可能な観光地づくりの推進及び大分県宿泊税制度周知・広報委託業務

2 委託業務の目的

本県観光の持続的な成長を実現するためには、交流人口の拡大と地域経済の好循環を生み出すことが必要である。この流れを将来にわたり持続させるためには、その基盤となる財源の確保が重要である。この持続可能な観光地づくりをさらに推進する観点から、宿泊税を導入することとしている。

宿泊税は、宿泊事業者が納税義務者である宿泊客から宿泊料金に応じた税額を特別徴収し、本県へ申告納入する制度である。その円滑な導入を図るため、宿泊客、宿泊事業者及び県民に対し、制度の趣旨や用途を含めた効果的な周知・広報を行うことを本業務の目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 概要

受託者は、宿泊税が持続可能な観光地づくりの推進等に活用されることを分かりやすく伝え、宿泊客の理解促進及び宿泊事業者による円滑な制度運用を図るため、次の2段階に分けて業務を実施すること。

第1期（契約締結の日から条例施行日の確定の日まで）

ア 持続可能な観光地としての大分県のブランド価値の向上を図るとともに、その取組や魅力を国内外に効果的に発信し、旅行先としての認知度及びブランドイメージの向上を図ること。

イ 条例施行日が確定するまでは、宿泊税制度そのものの具体的な周知は行わず、ブランド価値向上に資する広報を実施するとともに、条例施行後に活用する広報素材及びコンテンツを制作すること。

第2期（条例施行日の確定の日以降〔令和8年10月中旬予定〕）

ウ 第1期で制作した広報素材・コンテンツを活用し、宿泊税制度の趣旨を分かりやすく周知するとともに、宿泊施設において宿泊客に対して理解を促す広報物を作成すること。

(2) 対象

- ・大分県への旅行を検討している者及び宿泊客（訪日外国人宿泊客、県民含む）

(3) 広報手法の企画及び広報物の制作

ア 受託者は、第1期及び第2期の業務内容を踏まえ、必要な広報物及びデジタルコンテンツを企画・デザインし、制作すること。制作した広報物及びデジタルコンテンツは、第1期及び第2期を通じて一貫したコンセプト及びデザインにより展開すること。

イ 企画・デザインにあたっては、以下のとおりそれぞれの場面に応じた効果的な情報発信となるよう提案すること。なお、これら以外にも効果的な広報手法がある場合は、自由に提案すること。

① 旅行検討段階（旅前）及び旅行中における情報発信

（例）Web広告（アプリ広告、ターゲティング広告、SNS広告、動画広告等）

空港、駅、バスターミナル、道の駅等におけるポスター、デジタルサイネージ等

② 宿泊施設における宿泊客向け周知・説明

（例）ポスター（B3程度）、一般向けA4チラシ、A4巻き三つ折りリーフレット

三角柱ポップ、その他宿泊客向け説明資料

③ その他、効果的と考えられる広報

ウ 広報手法、広報物の種類、デザイン、仕様、作成部数、Web広告の配信媒体、配信期間等については、受託者からの提案を踏まえ、本県と協議のうえ決定すること。

なお、宿泊施設における宿泊客向け周知・説明用の広報物については、県内宿泊施設（約2,000箇所）での活用方法に応じた仕様（例えば、フロントで説明する資料にラミネート加工を施す等）及び数量とし、広報物の配布についても受託者にて行うこと。

エ 広報物については、必要に応じて、日本語のほか、英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）に対応したものを作成し、翻訳に当たっては、ネイティブスピーカーによる確認を行うこと。

5 成果物の提出

受託者は、業務完了後、速やかに業務実施報告書を作成するとともに、本業務で制作した広報物データ、動画データその他本業務により作成した成果物を委託者へ提出すること。

なお、広報物等の成果物については、印刷又は配信に使用するデータのほか、Adobe Illustrator（AI形式）等による編集可能な元データ及び使用した画像、イラスト等の利用に必要なデータを納品すること。

6 成果物の著作権等

(1) 成果物の著作権、所有権及び利用権は、原則として委託者に帰属するものとする。また、委託者は成果物を加工し、二次利用できるものとする。ただし、委託者に帰属させることができない相当の理由があり、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 成果物が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

(3) 受託者は委託者又は委託者が指定する者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

7 再委託

受託者は、業務の全部を一括して又は広報企画及び業務管理等の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に委託者と協議し、書面により委託者の承認を得たときはこの限りでない。

8 機密保持及び個人情報保護

本業務を通じて取得した機密情報及び個人情報については、「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、適切に管理し、取り扱うこと。

9 留意事項

- (1) 提案に当たっては、第1期及び第2期それぞれの業務内容、実施スケジュール、広報手法及び成果物を区分して示すこと。
- (2) 本業務の実施に当たっては、委託者と必要な協議及び打合せを十分に行い、その指示に従って作業を進めること。
- (3) 提案内容の全てを実施することを確約するものではない。実施内容及び契約金額は、企画提案内容を基本として、委託者と受託者が協議のうえ決定する。
- (4) 本業務の実施に当たり、使用する画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (5) 本業務の実施に当たり、委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者がその賠償責任を負うものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰すべき事由により生じた場合は、この限りでない。
- (6) 本業務の実施に当たり、業務全体を統括する責任者を配置すること。また、業務工程表、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。
- (7) 本委託業務仕様書に定めのない事項については、受託者は委託者と協議し、その指示に従うこと。